

静岡県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設として次の施設を指定した。

平成29年5月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の指定

施設名	所在地	種別
医療法人社団鵬友会 フジヤマ病院	富士宮市原683番地の1	病院
介護老人保健施設 いかる野	富士宮市原709番地	介護老人保健施設
介護老人保健施設 リバブルケア	富士宮市原682番地	介護老人保健施設
特別養護老人ホーム 第二白寿園	磐田市掛塚3160番地1	老人ホーム

2 指定年月日 平成29年5月19日